

空幕発人第 3 4 2 号 (4 1)
昭和 3 7 年 4 月 9 日

一部変更 空事発人第 1 3 7 3 号 (4 1) (昭和 3 8 年 1 1 月 1 1 日)
空幕人第 4 5 7 号 (4 1) (平成 3 年 4 月 1 2 日)
空幕人第 5 6 号 (4 1) (令和 7 年 3 月 3 1 日)

全部隊の長
全機関の長 殿

航空幕僚長の命により
総務課長

航空自衛官の居住場所に関する通達

標記については、自衛隊法第 5 5 条、自衛隊法施行規則（以下「施行規則」という。）第 5 1 条から第 5 6 条までの規定、自衛官の居住場所に関する訓令（昭和 2 9 年防衛庁訓令第 1 9 号）（以下「訓令」という。）、航空自衛官の居住場所の細部に関する達（航空自衛隊達第 1 3 号 2 9 . 1 2 . 1 3）（以下「達」という。）、および自衛官の居住場所に関する訓令第 2 条第 1 項に規定する部隊等の長の指定等に関する通達（空幕発人第 9 6 9 号 3 6 . 9 . 2 0）によるほか、下記により実施されたい。

なお、自衛官の居住場所に関する通達（空幕発人第 6 4 9 号 3 4 . 6 . 8）は廃止する。

記

- 1 施行規則第 5 4 条に該当して営舎外居住の許可があったとみなされている者が、入院等をする場合の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 休職者以外の帰郷療養者が病院等に入院した場合は、営舎外居住許可の原因の消滅により営舎内居住とする。
 - (2) 休職者については、入院の事実の如何にかかわらず、施行規則第 5 4 条が適用されるので、営舎外居住のままとする。

(3) 休職または帰郷療養中の隊員がその住所を変更した場合および入（退）院した場合は、訓令第7条第2項により住所変更届を提出しなければならない。

2 部内病院は、当該病院に所属する隊員の居住地区を除き、病室等患者として入院する者の起居する場所については、大臣の定める集団的居住場所とは解されない。

また、入院という事態は、生活の本拠（居住場所）の移動とは解されない。

したがって、営舎外居住を許可された者が、入院した場合は営舎外居住のままとし、営舎内居住者が入院した場合は、営舎内居住のままとする。

3 入校または教育入隊等により学校等に部内泊する者は、その起居につき、学校長等の定める服務規定に従わなければならない。

4 訓令第1条第2項の「部隊等に営舎がないかまたは不足しているため」については、当該部隊等に居住施設の全くない場合を除き、不足の程度の認定は航空幕僚長が行なうものとし、部隊等の長は、航空幕僚長に申請しなければならない。航空幕僚長の承認があった場合は、本人からの申請に基づく許可によらず、許可権者の営舎外居住指定によって行なうものとする。

5 訓令第2条の「親族又は婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を扶養し又は保護するため」とは、親族及び婚姻と同様の関係にある者について、それらを扶養し、又は保護する事実があれば良いとの趣旨であり、給与法上の扶養手当あるいは税法上の扶養控除等の有無にかかわらず、申請者がそれらの者を扶養又は保護する事実がある場合を指すものとする。

扶養又は保護とは、経済的（物質的）のみならず精神的な場合をも含むものと解される。

したがって例えば、学生である弟妹等が同居することにより申請者の教育上の指導監督等精神的な保護を受ける場合は、これに該当するものとして差支えない。

扶養又は保護の事実については、許可権者は申請者にこれらの事実を証するに足りる資料の提出を要求して、これらの事実を確認しなければならない。

親族とは、民法第725条に掲げる範囲とする。

6 訓令第2条第3項及び達第1条に基づく営舎外居住の許可については、次の事項に留意するものとする。

(1) 営舎外居住の許可権限を有する者は、個々の部隊特性及び隊員の事情を踏まえ、判断するものとする。

(2) 基地司令等は、前号に関して、同一の基地等において不公平感及び不平等感がないよう、可能な限り所在部隊等との調整に努めるものとする。

7 訓令第4条の「実地修練等のため必要により」とは、医科幹部候補生のインターンのほか、部外学校への委託教育等において教育することが必要な場合に限るものとし、これ以外の理由で許可してはならない。

8 次の各号に掲げる場合は、達第3条に基づく営舎内居住命令の対象とはならない。

- (1) 当直勤務等特別の勤務に直接関連して営舎内に宿泊させる場合。
- (2) 入校、教育入隊、出張等で隊内に宿泊することを条件として公務旅行を命ぜられている場合。
- (3) 僻遠地に勤務する者で積雪その他による交通途絶等のためやむを得ず隊内に宿泊する場合。
- (4) 幹部自衛官が住宅事情等個人的理由により幹部宿舎に入居を許可された場合。